

令和５年度 入札関係制度の一部改正について

① 前払金及び中間前払金の上限撤廃について

- ・橋本市発注の建設工事における前払金及び中間前払金の上限金額を撤廃する。
（令和5年6月1日以降契約締結分より）
※改正に伴い、前払金及び中間前払金の請求書様式も改正します。

○橋本市発注の建設工事における前払金及び中間前払金＜改正前＞

前払金、中間前払金の合計額の上限は1億5千万円とする。

契約金額が3,000千円以上の場合、契約金額の10分の4以内(万円未満切捨て)を前払金とし、
契約金額の10分の2以内(万円未満切捨て)を中間前払金とする。
但し、その合計額の限度額は150,000千円とする。



○橋本市発注の建設工事における前払金及び中間前払金＜改正後＞

前払金、中間前払金の合計額の上限を設けない。

契約金額が3,000千円以上の場合、契約金額の10分の4以内(万円未満切捨て)を前払金とし、
契約金額の10分の2以内(万円未満切捨て)を中間前払金とする。

② 配置技術者規定の緩和条件の変更について(請負金額条件の変更)

- ・各工事に配置する技術者の配置規定について、建設業法改正に伴い請負金額の条件を変更する。
（令和5年6月1日より）
※別紙運用指針も参照してください。

○現場代理人

現場代理人の緩和条件を変更します。

〈改正前〉

請負金額が3,500万円(建築一式の場合は7,000万円)未満であること。



〈改正後〉

請負金額が4,000万円(建築一式の場合は8,000万円)未満であること。

○主任技術者

主任技術者の緩和条件を変更します。

〈改正前〉

請負金額が3,500万円(建築工事一式は7,000万円)以上の工事



〈改正後〉

請負金額が4,000万円(建築工事一式は8,000万円)以上の工事

○特例監理技術者

監理技術者の緩和条件を変更します。

〈改正前〉

請負代金額が3,500万円(建築一式7,000万円)以上となる工事



〈改正後〉

請負代金額が4,000万円(建築一式8,000万円)以上となる工事

現場代理人の常駐義務緩和に関する運用指針

現場代理人の兼任が可能となる条件を緩和します。

(令和5年6月1日一部改正)

1. 以下の条件を全て満たす場合は、他の工事現場の現場代理人又は技術者等との兼任が可能となります。

- (1) 請負金額が4,000万円（建築一式の場合は8,000万円）未満であること。ただし、工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事（※1）又は施工にあたり相互に調整を要する工事（※2）については、請負金額の制限は設けない。
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- (3) 兼任する工事の件数が3件以内であること。
- (4) 兼任する工事の現場が橋本市内であること。
- (5) 兼任する工事が全て市発注工事であること。
- (6) 発注者または監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

※1 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

例：・同一路線や同一河川、同一区画整理地内や同一公園内、同一敷地内等で実施する工事等

※2 施工にあたり相互に調整を要する工事

例：・工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要するもの

- ・工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要するもの
- ・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
- ・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの
- ・同一建物内で相互に工程調整を要するもの

2. 書面による提出書類

- (1) 現場代理人の兼任届出書
- (2) 兼任する別途工事のコリンズの写し、特記仕様書等、兼任要件を確認できる資料
- (3) 配置予定技術者申請日の前日までに提出するものとする。

3. 適用日

- (1) 令和4年6月1日以降の入札公告分より適用。

4. その他留意事項

- (1) 上記によって、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではありません。専任を要する技術者との兼任にあたっては、兼任が可能となる条件等を確認してください。

- (2) 適用日より前に受注契約を行った工事にも適用します。
- (3) 施工中の工事において、新たに受注契約を行った工事で兼任を行う場合は、工事打合簿等で確認を行うこと。

担当

総務部 総務課 契約検査係

0736-33-1218

主任技術者の兼任に関する運用指針

主任技術者の専任を緩和します。

(令和5年6月1日一部改正)

1 主任技術者の兼任について

請負金額が4,000万円（建築工事一式は8,000万円）以上の工事に置く専任の主任技術者について、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km以内の場合は2件の建設工事を管理できるものとします。

2 兼任できる工事

- ・国、県、市町村等が発注する工事

※ただし、発注者により兼任が認められている場合に限る。

3 施工にあたり相互に調整を要する工事について

- ・資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれます。

4 書面による提出書類

- ・主任技術者の兼任届出書
- ・兼任する別途工事のコリンズの写し、特記仕様書等、兼任要件を確認できる資料
- ・配置予定技術者の申請日の前日までに提出するものとする。

5 主任技術者の兼任に求める要件等

- ・求める資格及び配置に関する要件等については、入札公告及び各工事の特記仕様書を参照してください。

6 適用日

- ・令和4年6月1日以降の入札公告分より適用。

7 その他留意事項

- ・監理技術者には適用できません。
- ・適用日より前に受注契約を行った工事にも適用します。
- ・施工中の工事において、新たに受注契約を行った工事で兼任を行う場合は、工事打合簿等で確認を行うこと。
- ・解釈及び運用については別紙のとおりとする。

担当
総務部 総務課 契約検査係
0736-33-1218

主任技術者の兼任に関する解釈及び運用

令和4年6月1日

令和5年6月1日一部改正

主任技術者の兼任に関する運用指針【橋本市】より

●緩和措置の内容

請負金額が4,000万円（建築工事一式は8,000万円）以上の工事に置く専任の主任技術者について、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事（※1）又は施工にあたり相互に調整を要する工事（※2）で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km以内（※3）の場合は2件の建設工事を管理できるものとします。

※1 工作物に「一体性」若しくは「連続性」が認められる工事

例：・同一路線や同一河川、同一区画整理地内や同一公園内、同一敷地内等で実施する工事等

※2 施工に当たり相互に調整を要する工事

例：・工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要するもの

- ・工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要するもの
- ・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
- ・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの
- ・同時に複数個所で交通規制を行う複数工事で、円滑な交通を確保するため、相互に調整する必要があるもの等
- ・同一建物内で相互に工程調整を要するもの

※3 工事現場の相互間隔が10km以内

- ・工事現場は「管理可能な一定のエリア（仮囲い等で仕切られた範囲）」である。その工事現場の間隔を自動車で行き交える経路を測定した移動距離が10km以内であるかどうかで判断する。

特例監理技術者等の配置に関する運用指針

監理技術者の専任を緩和します。

(令和5年6月1日一部改正)

●緩和措置の内容

建設業法の一部改正により、工事毎に配置される監理技術者については、これまで【専任】配置が必要でしたが、監理技術者の専任義務が緩和され、複数現場の兼任が容認されることとなりました。

1. 特例監理技術者の配置を認める要件

- (1) 複数現場を兼任する場合の監理技術者（特例監理技術者）を配置する場合は、これを補佐する技術者（監理技術者補佐）は専任の配置であること。
- (2) 予定価格（税抜）1億円未満の工事であること。
- (3) 請負代金額が4,000万円（建築一式8,000万円）以上となる工事で建設業の業種（工事種別）は問わない。
- (4) 同一の特例監理技術者が兼任できる工事件数は、本工事を含め同時に2件以内であること。なお、兼任する工事の工事種別並びに国、県、市町村等が発注する工事は問わない。
- (5) 同一の特例監理技術者が兼任できる工事双方の工事場所は、橋本市内であること。

2. 書面による提出書類

- (1) 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置に関する届出書
- (2) 配置予定技術者申請日の前日までに提出するものとする。

3. 適用日

- ・令和4年6月1日以降の入札公告分より適用。

4. 特例監理技術者、監理技術者補佐に求める要件等

- ・求める資格及び配置に関する要件等については、入札公告及び各工事の特記仕様書を参照してください。

5. その他留意事項

- (1) 適用日より前に受注契約を行った工事にも適用します。
- (2) 施工中の工事において、新たに受注契約を行った工事で兼任を行う場合は、工事打合簿等で確認を行うこと。

担当

総務部 総務課 契約検査係

0736-33-1218